

第77回 全国労働衛生週間

2026(令和8)年10月1日～7日

[準備期間：9月1日～30日]



千葉労働局
特設ホーム
ページへ



STOP！熱中症クールワークキャンペーン
千葉労働局健康安全課公式キャラクター

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施



職場巡視



主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

千葉労働局・労働基準監督署

健康管理と職場環境の状況を確認しましょう！

1 過重労働対策をしていますか

- ☐ 健康保持増進に関する方針が表明されていますか
- ☐ 健康保持増進対策を推進する体制が整備されていますか
- ☐ 年次有給休暇を取得しやすい職場ですか
- ☐ 少なくとも1年に1回、健康診断を受診していますか
- ☐ 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施体制がありますか

2 心の健康づくりをしていますか

- ☐ 心の健康づくりの目標と計画が定められていますか
- ☐ メンタルヘルスに関する相談体制が整備されていますか
- ☐ 産業保健スタッフ等が職場のストレス要因を評価し改善につなげていますか
- ☐ メンタルヘルスに関する教育を実施していますか
- ☐ ストレスチェックや高ストレス者への面接指導を実施していますか



3 体の健康づくりをしていますか

- ☐ 健康保持増進に関する方針が表明されていますか
- ☐ 健康保持増進対策を推進する体制が整備されていますか
- ☐ 健診受診率、喫煙率などを踏まえた職場の健康課題が特定されていますか
- ☐ がん検診の勧奨などの健康保持増進対策が実施されていますか
- ☐ 健康リスクを低減させるための取組が実施されていますか



4 転倒・腰痛対策をしていますか

- ☐ 作業場所・通路に物を置きっぱなしにしていませんか
- ☐ 作業場所・通路に水や油等がこぼれていませんか
- ☐ 段差などの危険箇所をトラテープなどで見える化していますか
- ☐ 重量物を取り扱う作業などの自動化・省略化を図っていますか
- ☐ 作業の合間などにストレッチを行っていますか



5 有害物の危険はありませんか

- ☐ 化学物質を取り扱う作業はありませんか
- ☐ 石綿含有建材の除去等の作業はありませんか
- ☐ 粉じんが発散する場所での作業はありませんか
- ☐ 放射線にさらされる場所での作業はありませんか
- ☐ 騒音にさらされる場所での作業はありませんか



該当作業のある職場はこちらもチェック！



確認した結果を
職場の仲間で共有
快適で健康に
働ける職場づくり
につなげましょう！



厚生労働省

千葉労働局